“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

第114号
2018. 2. 1発行
島根県農地･水･環境保全協議会

農地・水を守る活動をみんなの力で！

島根県農村整備課長　田和　貢

活動組織の皆様におかれては、日頃の取り組みお疲れさまです。

さて、中山間地域が大半を占める本県では、農村の過疎・高齢化等の進行に伴い、集落機能の低下が特に危惧され、農地や農業用施設など地域資源の保全管理を農家の皆様だけで担っていくことが、大変厳しい状況になってきています。

また、そうした農業用施設等の維持管理に対する負担の増大が、担い手農家等の規模拡大を阻害する要因になることも懸念されます。

そうした中、地域住民の共同活動による農地、農業用施設等の適切な保全管理を通じた多面的機能の発揮を目的として、平成19年度に「農地・水・環境保全対策」がスタートしました。そして、この対策は国の農政改革の中で「地域政策」として位置付けられ、平成26年度からは日本型直接支払制度の「多面的機能支払制度」として取り組まれています。

本県においては、平成28年度末には677組織、県内の対象農地の約55％に相当する約22,800haの農地で、多面的機能支払制度に取り組まれています。これは、中国四国地域では1番の数字です。

そして、各地域においては、このネットワーク通信等で紹介されているように、それぞれ地域の特色を生かした取組が展開され、地域資源や優れた自然環境の維持・保全のほか、地域住民活動を推進する人材の育成や都市住民の参加促進等においてたくさんの成果につながっています。

しかし、その一方で、この制度に取り組まれている組織の中には、活動期間（5年間）を更新する際に、高齢化等により役員や事務担当者を確保できず活動の継続が不安視されている状況も見受けられます。県内にはこれから更新時期を迎える組織が多くあり、そうした状況への解決策の一つとして、活動組織の合併や広域化を進めていくことも必要と考えられます。国においても、平成30年度から広域活動組織の設立要件が中山間地域等で緩和されるほか、既存活動組織が周辺の小規模な集落を取り込む場合には交付単価の加算措置が講じられるなど、活動組織の広域化に向けた制度拡充が図られます。こうした措置は、皆様から寄せられた声に基づいた国への働き掛けによって講じられたものでもあります。

これからも皆様の声によく耳を傾け、この制度の使い勝手がさらに向上し、末永く活用されるよう、そして、この制度を通じて農地・水・環境が適切に保全管理され、次世代に良好に引き継がれていくよう尽くしたいと思います。

本制度について、ご意見・ご要望等あれば是非ご遠慮なくお寄せください。

活動組織紹介

園の美田を次世代へ

園地区環境を守る会（出雲市）

組織の概要

対象農用地　農用地5，584ａ（田：5，195ａ　畑389ａ）

取り組み　農地維持・資源向上（共同、長寿命化）　**活動開始年度**　平成２５年度

構成員　出雲市西園町、東園町地域の農業者、非農業者、（農）園営農組合、（農）北園営農組合、ＪＡしまね園支店、長浜氏子青年会、長浜消防団、ＰＴＡ、保育園、自治会、環境整備推進協議会　約 350 名

地域の概要

本地域は、出雲市の西部（長浜地区の一部）に位置する水田地帯にあり、西方の丘陵地に長浜神社、北方６㎞には出雲大社が鎮座し、西端には一面に日本海が広がる。水田では、稲作、麦、そばが栽培されている。

一斉作業

全戸参加の水路泥上げ
毎月一回の一斉草刈り

水路の長寿命化

土排水路へのＵ字溝敷設

環境美化

用水路内の防火用
ストレナーの清掃

食育活動

保育園児とのそばの栽培
（播種、収穫、収穫際）

取り組みにあたっての課題

本地域は、土地改良終了後５０数年経過し、用排水路は老朽化にともない漏水が数十箇所にわたっている。さらに、土排水路もあり、修復やＵ字溝敷設等を長寿命化交付金で対応している。また、農道やほ場の区画が狭く、沈下により排水路の流れも悪くなっている。

このため、地域の農業者や営農組合は、大型機械の作業効率が悪く省力化につながらない等諸問題を抱えている。

そうした問題を解決するため、平成 28 年 2 月に大区画ほ場整備を推進する「環境整備推進協議会」が発足した。

平成29年度事務実務研修会開催

松江会場

島根県農地･水・環境保全協議会では、平成 29 年度事務実務研修会を 12 月 18 日松江市、12 月 22日浜田市で開催し１８９組織 257 名の参加がありました。

研修会では、

■農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して、資源向上（長寿命化）の活動を実施する際の手続きや、報告書等の書類作成の際の留意点

■平成 29 年度実施状況報告書等、様式の変更

■実施状況報告書及び関係書類の作成について

■島根県からの情報提供　　（研修会の資料は協議会のホームページでご覧いただけます。）

大雪による各施設の倒木処理について

見回りの結果、水路や農道等に倒木がみられ通水や通行に障害が生じている場合、農地維持「異常気象時の対応」で倒木処理が行えます。

★施設を管理している関係機関に連絡します。
★倒木や施設の状況等を具体的に把握し、倒木処理の時期や方法を決定します。

★倒木を切り倒す際や処理の際には、必要に応じて森林組合、専門業者等へ委託出来ます。
★倒木等の所有者との間に調整が必要になる場合あるので気をつけましょう。

★倒木を処理する際は、事前に運びやすい長さに切断しておき、通行等の邪魔にならないようにしましょう。

ようこそ相談室へ

Q　田面が経年変化により沈下している場所があります。また、山際から湧水がある水田もあります。これらの対策は交付金を使ってできるでしょうか？

A　資源向上活動（共同）の実践活動における農用地に関する取組に**「きめ細やかな遊休農地の発生防止のための保全管理」**があります。この活動として、沈下している場所に賄土の搬入、敷き均しや重機による不陸整正が可能です。また、湧水がある箇所に溝切や湧水処理暗渠等を設置することも可能です。

★お知らせ★

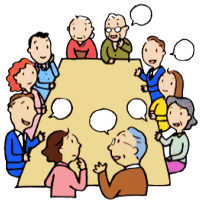

■今回のネットワーク通信に農林水産省からのパンフレット「円滑な組織運営のためのポイント」～みんなの合意形成が大事です～を同封しています。
活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい３つのポイントが説明されています。ご一読ください。

■「農作業の安全啓発用ポスター」（農林水産省作成）が協議会事務局にあります。
集会所等に貼って「安全啓発に一役」と思われる組織の方は電話でお知らせください。
（TEL０８５２－３２－４１４１）

★２月、３月の予定★

2月2日（金）	島根県農地･水・環境保全協議会　平成２９年度第２回通常総会
3月１5日（木）	島根県多面的機能支払交付金検討委員会

ちょっと一息
おたよりコーナー

雪の中に浮かぶ文字“出羽”

邑南町出羽地域農地･水･環境保全管理協定

9 月彼岸花咲き始め
出羽　IZUWA

11 月花も終わって
葉っぱでも出羽

12 月薄らと雪が積もり
出羽の文字が鮮明に

平成 28 年に植栽した彼岸花。花の時期が終わっても、法面の「出羽」の文字で道行く人を楽しませています。

～担当者の声～

最近、雪がよく降り、とても寒いですね。体調管理が難しい時期ですが、何とか乗り切りたいものです。さてこの間、仕事でため池を何箇所か回ってみたのですが、道なき道を進みやっとたどり着いた箇所や昭和初期の竣工の文字が刻まれている箇所があり、ふと先人達の苦労に思いを馳せ、今の農地があるのは、その御蔭なんだとしみじみ感じました。

そして高齢化や過疎化により、ため池の管理が難しくなっているのを見ると、多面的機能支払交付金とその組織の重要性を再認識させられました。（協議会　M）

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会
〔事務局〕水土里ネット島根
Tel 0852-32-4141　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ　Tel 0852-22-6262
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/
◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

波根農地・水・環境向上対策協議会（大田市）